

周南市都心軸景観デザイン方針作成業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

令和 7 年 10 月 28 日

周南市長 藤井 律子

1 業務の概要

(1) 業務名称

周南市都心軸景観デザイン方針作成業務委託

(2) 業務の目的

周南市都市計画マスタープランでは、徳山港から徳山駅、市役所を通り徳山公園までの区間を「都心軸」として位置付け、広域的な都市拠点の形成や都市としての魅力向上を図ることとしている。これまで、徳山駅周辺整備、新庁舎建設などの拠点形成が進んでいるが、拠点間を繋いだウォーカブルな空間が創出されておらず、拠点整備の効果を面的に波及させるには至っていない。そのため、拠点の更なる強化と併せ、拠点間を繋ぐ御幸通の再整備など歩きたくなる空間の創出が課題となっている。

本業務は、本市の顔である御幸通から現在、整備が計画されている市民館跡地にかけて、居心地が良く歩きたくなるウォーカブルな空間創出を目指し、この区間の一体的な景観デザインの方針を作成するものである。

(3) 業務内容

公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）別添 2「周南市都心軸景観デザイン方針作成業務委託参考特記仕様書」（以下「参考仕様書」という。）のとおりとする。ただし、参考仕様書は、本業務の業務成果として求める最低限の内容を示すものであり、契約時、特定された企業等の技術提案内容に応じて仕様を変更することがある。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(5) 履行場所

周南市御幸通一丁目地内外

2 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要である。

(1) 技術提案書の提出者

次に掲げる要件を全て満たしていることとする。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者であること。
- 2) 参加表明書の提出時点において、「令和 7・8 年度周南市競争入札参加資格者 名簿（測量・建設コンサルタント等）」の「建築関係建設コンサルタント」と「土木関係建設コンサルタント」の両方の業種に登録されている者であること。
- 3) 参加表明書の提出時点において、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条第 1 項の規定により登録を受けている者であること。
- 4) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者であること、かつ、受けることが明らかである者でないこと。
- 5) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成 24 年周南市要綱第 37 号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- 6) 平成 27 年 4 月 1 日以降に官公庁が発注し、公告日までに完了した、実施要領 3（2）2）に示す、同種業務①又は②の実績を有すること。
- 7) 共同企業体による参加は認めない。また、他の企業に当該業務の一部を再委託する場合は、業務の主たる部分を再委託してはならないことに留意すること。
- 8) 学識経験者等の技術協力を受ける場合、実施要領別添 4「周南市ウォークアブルなまちづくり推進協議会委員名簿（案）」に記載されている者は、協力先に選定しないこと。

(2) 予定技術者

1) 技術者資格

管理技術者及び照査技術者は、本業務を遂行する上で技術上の管理を行うのに必要な能力と経験を有する技術者で、下記のいずれかの資格を有する者であることとする。

また、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

- ① 技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ② RCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、登録証書の交付を受けている者。

なお、照査技術者は管理技術者と兼任できない。

2) 予定技術者の同種業務実績

管理技術者及び担当技術者（担当技術者を複数配置する場合においては、主たる担当技術者に限る。以下同じ。）は、平成 27 年 4 月 1 日以降に官公庁が発注し、公告日までに完了した業務において、以下に記載する本業務と同種業務①又は②の実績を 1 件以上有していなければならない。

ただし、①に示す業務については、管理技術者又は担当技術者のどちらか一方が 1 件以上の実績を有することを必須とする。また、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。

【同種業務】

- ① 街路空間のデザインコンセプトや基本デザインの作成等、景観デザインを含めた道路の基本計画作成業務。
- ② 公共施設・事業における色彩・デザイン方針作成業務。

3) 手持ち業務

配置予定の管理技術者及び担当技術者は、公告日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、契約見込みのものを含む。）について、10 件未満でなければならない。手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額 300 万円以上の業務とする。

また、本業務の履行期間中は、管理技術者及び担当技術者の手持ち業務量が 10 件未満となるようにすることとし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者及び担当技術者を交代させる等の措置要求を行う場合がある。

4) その他

予定技術者は、技術提案書の提出者の組織に、公告日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係を有していなければならない。

また、管理技術者及び担当技術者については、認定都市プランナー（景観・都市デザイン）の認定を受け、登録証の交付を受けている者については評価の加点対象とする。

3 参加手続

(1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒745－8655 山口県周南市岐山通 1 丁目 1 番地

周南市都市整備部都市政策課

電話 (0834) 22-8427

F A X (0834) 22-3707

E-mail toshi@city.shunan.lg.jp

(2) 実施要領・仕様書・参加表明書等の入手方法

下記の周南市ホームページからダウンロード可能である。

URL <https://www.city.shunan.lg.jp/soshiki/40/137551.html>

(3) 参加表明書・技術資料・添付資料に係る質問

ア 質問方法

参加表明書等に係る質問は、質問票（様式 10）を電子メールにより提出する。質問受領後は市より受領確認の電子メールを送信するが、1 日程度（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日（以下「休日」という。）を除く。）経過しても市からの電子メールが不達の場合は、必ず電話による受信確認を行うこと。

イ 受付期間

令和 7 年 10 月 29 日（水）8 時 30 分から令和 7 年 11 月 5 日（水）17 時 15 分までとする。（ただし、受信確認は休日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。）

ウ 提出先及び受信確認先

（1）に定める担当課

エ 回答方法

回答可能なものから、適宜、周南市ホームページに掲載する。

ただし、イに記載する受付期間内の質問の最終回答日時は、令和 7 年 11 月 7 日（金）9 時とする。

(4) 参加表明書、技術資料、添付資料の提出

ア 提出方法

郵送又は持参（いずれの方法でも提出期限内必着とする。）

- ・持参による場合の受付時間は、休日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。
- ・郵便による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到着しなかったことに対して異議申し立てはできない。

イ 提出期限

令和 7 年 11 月 12 日（水）17 時 15 分必着

ウ 提出場所

（１）に定める担当課

（５）技術提案書、添付資料に係る質問

ア 質問方法

技術提案書等に係る質問は、質問票（様式 10）を電子メールにより提出する。質問受領後は市より受領確認の電子メールを送信するが、1 日程度（ただし、休日を除く。）経過しても市からの電子メールが不達の場合は、必ず電話による受信確認を行うこと。

イ 受付期間

令和 7 年 11 月 19 日（水）8 時 30 分から令和 7 年 11 月 26 日（水）17 時 15 分までとする。（ただし、受信確認は、休日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。）

ウ 提出先及び受信確認先

（１）に定める担当課

エ 回答方法

回答可能なものから、適宜、周南市ホームページに掲載する。

ただし、イに記載する受付期間内の質問の最終回答日時は、令和 7 年 11 月 28 日（金）9 時とする。

（６）技術提案書等の提出

ア 提出期間

令和 7 年 11 月 19 日（水）から令和 7 年 12 月 3 日（水）までとする。（受付時間帯は、休日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。）

イ 提出場所

（１）に定める担当課

ウ 提出方法

郵送又は持参（いずれの方法でも提出期限内必着とする。）

- ・持参による場合の受付時間は、休日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。
- ・郵便による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到着しなかったことに対して異議申し立てはできない。

エ 提出部数

実施要領のとおりとする。

4 選定方法

技術提案書等の評価は、周南市が設置する「周南市都心軸景観デザイン方針作成業務委託プロポーザル評価会」が行い、評価会は評価結果を市長に意見として報告し、市長が最も優れた技術提案書及び受託候補者を選定する。

5 契約

(1) 提案内容の調整

市と受託候補者との協議により、特記仕様書の内容を決定する。

特記仕様書の内容は、原則として、市が公表する参考特記仕様書を基に、受託候補者の技術提案書等の記載内容を加えたものとする。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成 15 年周南市規則第 51 号）に基づいて契約を締結する。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行う。

(3) 支払条件

令和 7 年度の支払いは 0 円とする。なお、前金払の対象業務ではあるが、前金についても令和 8 年度の支払いとする。

6 その他

(1) 失格事項

参加表明書、技術資料及び技術提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 評価の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ ヒアリングに、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領 2（6）に示している業務に要する費用（提案上限額）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

- ① 技術提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則と

して参加者の負担とする。

- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。
- ③ 技術提案書は、1 参加者につき 1 案とし、複数の提案はできない。
- ④ 提出された参加表明書、技術資料、技術提案書等は返却しない。
- ⑤ 提出期限後における参加表明書、技術資料、技術提案書等の差し替え又は再提出は認めない。（市からの指示があった場合を除く。）
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- ⑦ 参加表明書の提出後又は技術提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式 11）により、担当課へ届け出ること。
- ⑧ 技術提案書等の著作権は、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、周南市情報公開条例（平成 16 年周南市条例第 36 号）に基づき公開することがある。
- ⑨ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- ⑩ 技術提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は技術提案書の提出者が負うものとする。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- ⑫ 周南市から送付する電子データの資料は、クラウドストレージサービスにより送付する。クラウドストレージサービスにより受信できない参加表明者は、担当課の窓口で資料を受け取ることとする。
- ⑬ 担当技術者は、その分担する業務内容等により、複数配置することを妨げない。その場合には、本業務における分担業務内容を明確にするとともに、主たる担当技術者 1 名を選任すること。
- ⑭ 予定技術者の資格、業務実績等を確認するため、追加資料の提出を求めることがある。